

外食の原材料原産地表示取組宣言制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、にいがた食の安全・安心条例（平成17年新潟県条例第81号。以下「条例」という。）第16条第2項の規定に基づき、外食事業者が行う原材料の原産地表示に関する基準の設定及び公開を促進するために必要な事項を定め、もって外食における消費者の商品選択に資することを目的とする。

(表示取組内容の届出)

第2条 「外食における牛肉の原産地表示のための自主基準の設定等に関する指針」（平成18年8月10日制定。以下「指針」という。）に基づき、自主基準を定め、かつ、当該自主基準を公開する者は、表示取組内容届出書（別記様式1）により、自主基準及びその公開方法等を県に届け出ることができる。ただし、第7条第1項の規定による措置を受けた者は、当該措置を受けた日から6月を経過する日まで、届出を行うことができない。

(届出書受理の通知)

第3条 県は、前条の届出があった場合、指針の規定に基づく自主基準の設定及び公開をしているものと認められるときは、届出番号を記載した表示取組内容届出書受理通知書（別記様式2）を当該届出者に送付する。

(表示取組宣言票の使用)

第4条 前条の通知を受理した者（以下「表示取組宣言者」という。）は、表示取組宣言票（別記様式3）を使用することができる。ただし、指針の規定に基づく自主基準の設定及び公開を中止したときは、同票を使用してはならない。

2 前項の規定により表示取組宣言票を使用する場合は、第3条の通知に記載された届出番号を使用する表示取組宣言票に記載しなければならない。

(表示取組宣言者等の公開)

第5条 県は、消費者の外食における商品選択に資するため、表示取組宣言者の氏名（法人にあつては名称）並びに自主基準及びその公開方法並びに自主基準を設定し原産地の表示を行っている店舗の名称及び所在地を公開する。

(変更の届出等)

第6条 表示取組宣言者は、次の各号のいずれかに該当するときは、15日以内に変更届（別記様式4）を県に提出しなければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては名称）又は住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）を変更したとき
- (2) 店舗の名称を変更したとき
- (3) 自主基準を変更したとき
- (4) 自主基準の公開方法を変更したとき

2 表示取組宣言者は、第4条第1項ただし書きの規定に該当するときは、15日以内に廃止届（別記様式5）を県に提出しなければならない。

(自主基準の不遵守に係る措置等)

第7条 県は、表示取組宣言者が自主基準を遵守していない等この要綱に違反する事実が明

らかになった場合、当該表示取組宣言者に係る次の各号に掲げる措置を行うことができる。

- (1) 表示取組宣言票の使用中止を求めること
- (2) 第5条に基づく公開内容から情報を削除すること

2 県は、必要な限度において、表示取組宣言者に対し、原材料に関する納品伝票等関係書類及び店舗内の原材料の原産地表示の状況等を検査することができる。

(弁明の機会の付与)

第8条 県は、前条第1項第2号の措置を行おうとするときは、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）の提出期限までに相当な期間において、当該表示取組宣言者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 当該措置の原因となった事実
- (2) 弁明書の提出先及び提出期限

(措置に関する通知)

第9条 県は、第7条第1項第2号の措置を行った場合は、当該措置の相手方に対して、措置を行った旨及び措置を行った日を通知する。

(事務の処理)

第10条 この要綱に基づく事務は、農林水産部食品・流通課で処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 県は、この要綱の施行後2年を経過した場合において、外食での原材料原産地表示の実施状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

別記様式1（第2条関係）

表示取組内容届出書	
平成 年 月 日	
新潟県知事 様	
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては名称及び代表者の職・氏名） 印 （電話）	
外食の原材料原産地表示取組宣言制度実施要綱第2条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
記	
該当店舗の所在地及び名称	
自主基準	別紙のとおり
自主基準の公開方法	
備考	

別紙

外食事業者名	〇〇〇〇株式会社
店舗名	焼肉 □□□□□
牛肉の原産地表示に関する自主基準	
項目	内 容
1 原産地の名称	(例) 焼肉に使用する牛肉の原産地の名称は、次のとおり表示します。
(1) 国産の場合	(例1) 国産である旨を表示します。 (例2) 都道府県名を表示します。
(2) 輸入品の場合	(例) 原産国名を表示します。
(3) 複数原産国の牛肉を使用する場合	(例) 牛肉の原産地が2か国以上ある場合は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示します。
2 表示の方法	(例1) メニューごとに原産地を表示します。 (例2) 使用する部位ごとに原産地を一覧表示します。
3 表示場所	(例) 店頭に掲示板を設置し、原材料を表示します。
4 表示管理等	(例)○ 牛肉の原産地情報の管理を徹底し、誤った表示を行わないようにします。 また、常に消費者の視点に立ち、消費者を誤認させるような表示は行いません。 ○ 表示の根拠とした仕入伝票その他関係書類の整理を常に行い、消費者の問い合わせに迅速かつ適正に対応します。
5 その他 (任意事項)	(例1) 自主基準を記載したチラシを作成の上、店内に置き、お客様が自由に持ち帰れるようにします。 (例2) 表示責任者を設置し、内部チェック体制を整備します。

別記様式2（第3条関係）

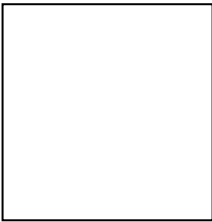
<p>表示取組内容届出書受理通知書</p>	
<p>平成 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>新潟県知事 印</p>	
<p>平成 年 月 日付けで提出のあった表示取組内容届出書を受理したので、外食の原材料原産地表示取組宣言制度実施要綱第3条の規定により通知します。</p>	
届 出 番 号	
該当店舗の所在地及び名称	
備 考	

注意事項

自主基準の設定及び公開を中止したときは、表示取組宣言マークの使用を止め、15日以内に廃止届（別記様式5）を県に提出してください。

別記様式3（第4条関係）

（表示取組宣言票）

新潟県届出番号 第	号	注2
牛肉料理 原産地表示取組宣言店		
牛肉料理（焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ、牛井 ^{注3} ） の原産地表示に関する自主基準を公開しています。		

注1 新潟県届出番号欄には、県から送付される表示取組内容届出書受理通知書（別記様式2）の届出番号欄に記載されている番号を記載すること。

注2 枠内には、店舗において表示の管理に責任を有する者の顔写真、店舗名、会社のロゴマーク等を適宜掲載することができる。

注3 括弧内は、焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ、牛井のうち当該店舗で取り扱うものを記載すること。

別記様式4（第6条関係）

変 更 届

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては名称及び代表者の職・氏名） 印
 （電話）

外食の原材料原産地表示取組宣言制度実施要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

該当店舗の所在地及び名称		
届出番号		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		
備考		

別記様式5（第6条関係）

<p>廃 止 届</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>新潟県知事 様</p> <p>住所（法人にあっては主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては名称及び代表者の職・氏名） 印</p> <p>（電話）</p> <p>外食の原材料原産地表示取組宣言制度実施要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>記</p>	
<p>該当店舗の所在地及び名称</p>	
<p>届 出 番 号</p>	
<p>自主基準の設定及び公開を廃止した理由</p>	
<p>廃 止 年 月 日</p>	
<p>備 考</p>	